

体外受精 - 胚移植法*1(IVF - ET)の同意書

*1 採卵前の検査、採卵、胚移植後の黄体補充、妊娠判定結果による管理を含みます。

私達夫婦は体外受精 - 胚移植法について、医師やスタッフからの説明と文書によって下記の事項について十分理解し、納得した上で、体外受精 - 胚移植法を受けることに同意します。

治療にあたっては十分な成果が得られるよう、貴院の方針に従います。

また、副作用の出現時や不測の事態が生じた場合、適宜必要な処置を受けることにも同意します。

*別紙「絹谷産婦人科 生殖補助医療説明書集」とともに下記事項を1つずつ振り返り、質問や再確認したいことがなければ、左端の患者□欄に□を入れ、下記に署名して下さい。

(↓患者□欄)

- 1) 体外受精 - 胚移植法の具体的方法について。
- 2) 体外受精 - 胚移植法以外の方法。特に、顕微授精、余剰胚凍結、全胚凍結について。
- 3) 体外受精 - 胚移植法による妊娠率・出生率の現状と、当院での成績について。
採卵できない、または採卵後の卵子や精子の状態によっては、全く受精しないこともある。
- 4) 体外受精 - 胚移植法によって考えられる危険性と副作用について。特に卵巣過剰刺激症候群(OHSS)、採卵による腹腔内出血、双子以上の妊娠、の可能性とその危険性について。
- 5) 体外受精 - 胚移植にかかる費用について。また、顕微授精 - 胚移植に変更した場合の追加費用について。(料金一覧表参照)

〈注意事項〉

- ① この治療は夫婦であることが前提です。ただし、夫婦関係に変更があった場合(離婚、事実婚の解消、事実婚夫婦の婚姻等)には、速やかに当院へ連絡してください。
- ② この同意書の提出がない場合は、体外受精-胚移植法を行うことはできません。
必ず採卵日までに提出してください。
- ③ この同意書は、今回の体外受精-胚移植用です。今回の治療後に、再び同じ治療を希望する場合、その都度、同意書の提出が必要です。
- ④ 採卵後の卵子、精子、胚の通常の培養作業中や、災害(天災、火災など)時に不可抗力によって生じ得る損傷・喪失に関して、当院は責任を負いません。
- ⑤ この同意書を提出後でも、治療開始前であればいつでも自由に同意を取り消すことができます。
また、担当医師が継続困難と判断すれば、ただちに治療が中止されます。
- ⑥ 今回ご説明した体外受精-胚移植法は、標準的な治療であり、実験的な新しい治療法や臨床治験ではありません。
- ⑦ 患者様の個人情報は、個人情報保護法及び当院の規約で取り扱います。治療経過に関する情報は、個人が特定されない形で解析したり、日本産科婦人科学会へ報告することがあります。

施設責任者 絹谷産婦人科 院長 絹谷 正之

説明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 説明者【]

同意年月日： 年 月 日

住所：

電話番号：

夫氏名(自署)：

妻氏名(自署)：

〈選択事項〉(必ずどちらかに○をしてください。どちらを選択しても不利益が生じることはありません。)

1. 採卵後、卵子もしくは精子の状態から、体外受精では受精が難しいと思われる場合、一部もしくは全ての卵に顕微授精を、
希望します(その際は追加費用を支払います)。 希望しません。 *変更時に再確認します。
2. 受精しなかった卵、異常受精卵、胚移植・胚凍結に適さない不良卵は、廃棄処分となります、一部研究に使用する場合があります。
研究使用に、同意します。 同意しません。

同意書控えお渡し者【 / 】

提出していただいた後、患者様控えとしてコピーをお渡しいたしますので、大切に保管して下さい。